

岸和田市子育て世帯訪問支援事業

対象者 岸和田市にお住まいの家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭
妊産婦、保護者の病気や障害のためにこどもが家事などを日常的に行っている家庭

支援内容 訪問支援員が訪問し、子育て等に関する不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を行います。

家事支援

食事の準備及び片付け・衣類等の洗濯・居室等の清掃及び整理整頓・生活必需品の買物・その他必要な家事支援



育児及び養育支援

児童の見守り・おむつの交換・外出同行・その他必要な育児及び養育の支援



子育て等に関する不安や悩みの傾聴

家事支援、育児及び養育支援に加えて、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言



ひとりで抱えこまないで、まずはこども家庭すこやかセンターにご相談ください。
子育てに関する困りごとを聞かせていただきながら、支援内容を決定していきます。
利用決定に至るまで、面談及び申請書の提出、家庭訪問等が必要となります。

利用の流れ

連絡・相談

こども家庭すこやかセンターにご相談ください。



面談・申請

子育てに関する困りごとを聞かせていただき、面談にて申請書の提出をしていただきます。
利用頻度・内容など、困りごとに応じて、支援内容を確認します。



審査

利用の可否について審査をします。



利用決定

利用が決定したら、担当者が訪問支援員の調整・手配を行います。
支援内容を具体的に決め、プランを作成するため、利用までに家庭訪問にて顔合わせや打ち合わせを行います。



利用

利用している間は、在宅してください。
利用者負担額は直接訪問支援員へ現金でお支払いください。



利用内容

- 利用可能日 : 月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）
利用可能時間 : 午前8時から午後6時まで
利用時間及び頻度 : 1回の利用は2時間以内、原則週3回までの利用
利用合計時間は年間40時間を超えない範囲
利用可能期間 : 初回利用日の翌月から3ヶ月間
利用者の負担額 : 1時間当たり1,500円

（生活保護世帯・市区町村民税非課税世帯・市区町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯は無料）
※利用予定日の前日（前日が日曜日、祝日、年末年始の場合はその前々日）午後5時以降にキャンセルされる場合はキャンセル料がかかります。
※市外から転入された方は、申請時に課税証明書等をご提出していただく場合があります。



こども家庭すこやかセンター（保健センター内）
岸和田市子ども家庭応援部子ども家庭課
〒596-0045
岸和田市別所町3丁目12番1号
電話：072-423-8812
FAX：072-423-3220